

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第51号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(証紙の消印)</p> <p>第6条 収支等命令者は、<u>前条の規定により納付された証紙が有効なものであり、かつ、納付額が正当なものであるときは、願書等を受理し、速やかに、証紙の消印を押すとともに、証紙徴収整理簿（以下「徴収整理簿」という。）に記入しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(売りさばき手数料)</p> <p>第14条 売りさばき手数料は、<u>売りさばき人が買い受ける日の属する年度内において、当該売りさばき人の買受総額が1億円に達するまでの額については買受額の1万分の315、1億円を超える額については買受額の1万分の273に相当する額とする。</u></p>	<p>(証紙の消印)</p> <p>第6条 収支等命令者は、<u>あらかじめ証紙の消印を行う職員を指定するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定を受けた職員は、前条の規定により納付された証紙が有効なものであり、かつ、納付額が正当なものであるときは、願書等を受理し、速やかに、証紙の消印を押すとともに、証紙徴収整理簿（以下「徴収整理簿」という。）に記入しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(売りさばき手数料)</p> <p>第14条 売りさばき手数料は、<u>売りさばき人が買い受ける日の属する年度内において、当該売りさばき人の買受総額に応じ、買受額に、第1号に掲げる率及び第2号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額とする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率</u></p> <p>ア <u>買受総額が1億円に達するまでの額 1,000分の30</u></p> <p>イ <u>買受総額が1億円を超える額 1,000分の26</u></p> <p>(2) <u>消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定</u></p>

改正前		改正後	
様式第6号(第10条の2関係) 略		<p>する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率</p> <p>様式第6号(第10条の2関係) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報は、証紙売りさばき業務廃止に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div>	
様式第7号(第10条の2関係) 略		<p>様式第7号(第10条の2関係) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この様式に記載された個人情報は、証紙売りさばき人死亡(解散)に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p> </div>	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
番号	種目	番号	種目
1～1の2	略	1～1の2	略
2	佐賀県児童福祉法施行条例(平成24年佐賀県条例第20号)第18条第1項の表第1号の中欄に掲げる手数料(同条第2項の規定により指定試験機関に納付する手数料を除く。)	2	佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例(平成24年佐賀県条例第20号)第18条第1項の表第1号の中欄に掲げる手数料(同条第2項の規定により指定試験機関に納付する手数料を除く。)
2の2	佐賀県医療法施行条例(平成25年佐賀県条例第27号)第9条に定める手数料	2の2	佐賀県医療法の施行等に関する条例(平成25年佐賀県条例第27号)第9条に定める手数料
3～5	略	3～5	略
6	旅館業法施行条例(昭和33年佐賀県条例第38号)第16条第1項に定める手数料	6	旅館業に関する条例(昭和33年佐賀県条例第38号)第16条第1項に定める手数料
7	略	7	略
8	佐賀県公衆浴場法施行条例(昭和41年佐賀県条例	8	佐賀県公衆浴場に関する条例(昭和41年佐賀県条

改正前		改正後	
9	第43号) 第5条第1項に定める手数料 略	9	例第43号) 第5条第1項に定める手数料 略
10	興行場法施行条例(昭和59年佐賀県条例第20号) 第7条第1項に定める手数料	10	興行場に関する条例(昭和59年佐賀県条例第20号) 第7条第1項に定める手数料
11	化製場等に関する法律施行条例(昭和59年佐賀県 条例第21号)第10条第1項に定める手数料	11	化製場等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第21 号)第10条第1項に定める手数料
12・13	略	12・13	略
13の2	佐賀県クリーニング業法施行条例(平成14年佐賀 県条例第49号)第3条第1項に定める手数料(同 項の表第3号の左欄に掲げる者が納付する手数料 を除く。)	13の2	佐賀県クリーニング業法施行条例(平成14年佐賀 県条例第49号)第3条第1項に定める手数料(同 項ただし書の規定により指定試験機関に納付する 手数料を除く。)
13の3	佐賀県と畜場法施行条例(平成15年佐賀県条例第 17号)第5条第1項及び第2項に定める手数料	13の3	佐賀県と畜場に関する条例(平成15年佐賀県条例 第17号)第5条第1項及び第2項に定める手数料
14～16の2	略	14～16の2	略
17	佐賀県農業大学校条例(昭和58年佐賀県条例第23 号)第7条第1項に定める手数料	17	佐賀県農業大学校条例(昭和58年佐賀県条例第23 号)第8条に定める手数料
18～25	略	18～25	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は平成26年4月1日から、別表の第2号、第2号の2、第6号、第8号、第10号、第11号及び第13号の3の改正規定は同年6月1日から施行する。